

平成 18 年 5 月 23 日
筑波大学附属学校教育局
江口 勇治

小学校における法教育の在り方についての私見

1. 小学校の社会科の目標から
 - ・ 社会理解・社会経験を通じて公民的資質の基礎を育てることにあると思われるが、その際政治的資質や経済的資質の基礎の育成ばかりでなく、法的資質の基礎の育成も大切な時代状況になってきたと考える。
 - ・ この法教育推進協議会においても、すでに小学校からの教育が必要ではないかと議論されている。
 - ・ 法の基礎にある考え方は、現代の法に囲まれて生活している時代にあっては、社会理解の基礎・基本的なものとなってきたこと。
2. 小学校の教育課程から（配布の別冊等を参照）
 - ・ 生活科、社会科は、いずれも時代に応じて社会理解を経験する教科内容があると考え、人々を相互尊重する認識を深める内容を、設定する必要がある。
 - ・ 道徳では、道徳心（規範心）の育成が中心であろうが、実践的能力を高めるためには、法規範を巡って理性的に話し合う経験が一部取り入れられるべきと考える。
 - ・ 特別活動におけるルールを巡る社会的経験をもっと充実すべきである。
3. 子どもたちの法にかかわる意識調査から（別冊参照）
 - ・ 三年生と六年生の心の成長と法意識の若干の違いがみられること。
 - ・ 解釈は難しいが、法を道具的に使いつつも、便宜的に使いわける傾向が生まれているのではないか。
 - ・ 他方、ルールを自立的に考えることも深まりをみせている側面もあり、この方面の法理解や法的資質を高める教材の必要性がある。例えば「みんなで、規範を話し合う経験」をもっと可視化したりするために。
4. 法的資質の育成は基本的にはスパイラル式で高める必要があること

以上